

告示

埼玉県告示第七百九十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年七月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス下間久里店

埼玉県越谷市下間久里八百二十一番一 外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）ダイレックス下間久里店

埼玉県越谷市下間久里八百二十一番一 外

（変更後）ダイレックス下間久里店

埼玉県越谷市下間久里八百二十一番一 外

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

（変更後）ダイレックス株式会社 代表取締役 五味肇

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

（変更後）ダイレックス株式会社 代表取締役 五味肇

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

ハ 変更年月日

令和六年三月一日

ニ 届出年月日

令和六年六月二十四日

二 縦覧期間

令和六年七月五日から令和六年十一月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年七月五日から令和六年十一月五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課